



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

957 農用地利用配分計画の認可の申請	(経営支援課).....	1
958 農用地利用配分計画の認可	(").....	2
959 保安林の指定	(森林整備課).....	2
960 "	(").....	2
961 道路の区域変更	(道路保全課).....	3
962 "	(").....	3
963 道路の供用開始	(").....	4
964 道路の区域変更	(").....	4
965 "	(").....	4
966 "	(").....	5
967 "	(").....	5
968 道路の供用開始	(").....	5
969 道路の区域変更	(").....	6
970 道路の供用開始	(").....	6
971 "	(").....	6
972 平成27年度砂利採取業務主任者試験の実施	(河川課).....	7
973 財務会計システム構築・運用保守委託及びシステム機器等賃貸借に係る一般競争入札に 参加する者に必要な資格等	(会計課).....	8
974 一般競争入札による落札者の決定	(警察本部).....	11

○ 公告

入札公告	(会計課).....	11
------	------------	----

告 示

和歌山県告示第957号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農地中間管理機構から平成27年8月13日に次の土地に関する農用地利用配分計画の認可の申請があったので、その旨を告示する。

なお、当該農用地利用配分計画は、和歌山県農林水産部農業生産局経営支援課及び有田振興局地域振興部農業振興課に備え置いて、平成27年9月7日まで縦覧に供する。

平成27年8月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

農用地利用配分計画の番号	賃借権の設定等に係る土地の所在及び地番
平成27年度第28号-1	有田郡湯浅町青木字上代106-3外8筆
平成27年度第28号-2	有田郡湯浅町山田字垣内地1690-42

和歌山県告示第958号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、次の土地に関する農用地利用配分計画を平成27年8月14日に認可した。

平成27年8月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

農用地利用配分計画の番号	賃借権の設定等に係る土地の所在及び地番
平成27年度第25号	有田郡広川町広字上河原92-1外3筆

和歌山県告示第959号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成27年8月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 保安林の所在場所 田辺市秋津川字森之尾1093の1・1094の3（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局地域振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第960号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成27年8月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 保安林の所在場所 田辺市上秋津字中畑3993の209

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字中畑3993の209（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局地域振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第961号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成27年8月25日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 169号

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考 メートル
新宮市熊野川町宮井字城ノ元534番地先から同市熊野川町宮井字ウワ嶋662番1地先まで	旧	6.45 } 25.60	390.20	一般国道311号との重用延長355.59メートルを含む。 (旧) 宮井橋 L=200.50
同上	新	6.45 } 25.60	390.20	一般国道311号との重用延長355.59メートルを含む。 (旧) 宮井橋 L=200.50
同上	新	10.50 } 56.63	353.79	一般国道311号との重用延長343.76メートルを含む。 (新) 宮井橋 L=211.00

和歌山県告示第962号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成27年8月25日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 311号

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考 メートル
新宮市熊野川町宮井字城ノ元534番地先から同市熊野川町宮井字ウワ嶋659番1地先まで	旧	6.45 } 25.60	366.32	一般国道169号との重用延長355.59メートルを含む。 (旧) 宮井橋 L=200.50
同上	新	6.45 } 25.60	366.32	一般国道169号との重用延長355.59メートルを含む。 (旧) 宮井橋 L=200.50
同上	新	10.50 } 56.63	379.07	一般国道169号との重用延長343.76メートルを含む。 (新) 宮井橋 L=211.00

和歌山県告示第963号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成27年8月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 一般国道

路線名 169号

供用開始の区間 新宮市熊野川町宮井字城ノ元534番地先から同市熊野川町宮井字ウワ嶋662番1地先まで

供用開始の期日 平成27年8月30日 午後1時

和歌山県告示第964号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成27年8月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 370号

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
海草郡紀美野町小畑字小畑352番6地先から同町小畑字小畑365番1地先まで	旧	11.49 } 11.72	15.32	
同上	新	13.02 } 13.35	15.32	

和歌山県告示第965号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成27年8月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 370号

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考 メートル

伊都郡九度山町大字椎出字宮垣内28番地先から同町大字椎出字長鳥48番1地先まで	旧	7.10 } 22.44	157.24	赤瀬橋	L=30.80
同上	新	7.10 } 22.44	167.02	(仮称)赤瀬橋	L=39.00
同上	新	7.10 } 26.31	225.06	仮橋	L=35.04

和歌山県告示第966号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成27年8月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 生石公園線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考 メートル
有田郡有田川町大字彦ヶ瀬字野中47番1地先から同町大字彦ヶ瀬字尾ノ上垣内580番2地先まで	旧	4.50 } 12.60	335.00	野中橋 昌和橋 L=5.50 L=8.10

和歌山県告示第967号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成27年8月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 海南金屋線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考 メートル
有田郡有田川町大字糸野字川之上433番1地先から同町大字中野字道場322番1地先まで	旧	10.25 } 31.66	1,127.76	糸市橋 市場橋 中野大橋 L=44.60 L=45.50 L=49.00
同上	新	10.25 } 31.66	1,127.76	糸市橋 市場橋 中野大橋 L=44.60 L=45.50 L=49.00

和歌山県告示第968号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成27年8月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 海南金屋線

供用開始の区間 有田郡有田川町大字糸野字川之上433番1地先から同町大字中野字道場313番6地先まで

供用開始の期日 平成27年9月4日 午後2時

和歌山県告示第969号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成27年8月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 日置川大塔線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
西牟婁郡白浜町大古字街道前550番1地先から同町大古字秋葉前585番3地先まで	旧	7.80 } 9.60	189.50	
同上	新	12.80 } 16.10	189.50	

和歌山県告示第970号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成27年8月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 日置川大塔線

供用開始の区間 西牟婁郡白浜町大古字街道前550番1地先から同町大古字秋葉前585番3地先まで

供用開始の期日 平成27年8月30日 午後3時

和歌山県告示第971号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成27年8月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 那智勝浦古座川線

供用開始の区間 東牟婁郡古座川町大字山手字小和瀬67番2地先から同町大字中崎字京ノ木103番4地先まで

供用開始の期日 平成27年8月30日 午後5時

和歌山県告示第972号

平成27年度砂利採取業務主任者試験を砂利採取法（昭和43年法律第74号）第15条第1項の規定により、次のとおり実施する。

平成27年8月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 試験の日時 平成27年11月13日（金）午前10時から正午まで

2 試験実施場所 和歌山市茶屋ノ丁2-1 和歌山県自治会館

3 試験科目 筆記試験

(1) 砂利の採取に関する法令

(2) 砂利の採取に関する技術的な事項（基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。）

※ 出題数は、法令問題10問（全問必須問題）、技術問題15問（7問の必須問題と、8問から受験者が3問選択して解答する選択問題）とする。

4 受験手続

(1) 提出書類等

ア 受験願書 1通

イ 写真 1枚

手札形（縦11.8センチメートル、横8.2センチメートル）とし、出願前6か月以内に撮影した正面上半身像で、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの。

なお、写真は受験願書の裏に貼付して提出すること。

ウ 受験手数料 和歌山県証紙7,600円

消印はせずに受験願書に貼付して提出すること。

エ 受験票送付用封筒 1通

受験票送付先の郵便番号、住所及び氏名を記載すること。

なお、受験票送付用の切手の貼付は不要とする。

(2) 提出先

〒640-8585

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県県土整備部河川・下水道局河川課

電話番号 073-432-4111

(3) 受験願書等の提出期間

ア 和歌山県県土整備部河川・下水道局河川課への持参の場合

平成27年10月1日（木）から同月15日（木）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）の午前9時から午後5時までの間

イ 郵送の場合

平成27年10月1日（木）から同月15日（木）までの消印があるものを受け付ける。

(4) 受験票の送付

受験願書を受理した場合は、提出期間終了後に受験票を交付する。

なお、受験票が11月4日（水）までに到着しないときは、和歌山県県土整備部河川・下水道局河川課まで連絡すること。

5 合格者の発表等

(1) 合格発表日

平成27年11月27日（金）

(2) 発表の方法

合格発表日の午前10時に和歌山県県土整備部河川・下水道局河川課に合格者の受験番号を掲示するとともに、受験者に対し郵送により合否を通知する。

6 試験結果の開示

この試験の合否及び受験者の得点数（合計得点及び各試験科目ごとの得点）については、和歌山県個人情報保護条例（平成14年和歌山県条例第66号）第25条第1項の規定により、口頭により開示請求することができる。

開示を希望する場合は、受験者本人が受験票又は本人であることを証明する書類（運転免許証、旅券等の顔写真付きで公的機関の発行のものに限る。）を持参の上、和歌山県県土整備部河川・下水道局河川課に請求すること。

開示の期間は、合格発表日から1月間（日曜日、土曜日及び休日を除く。）とし、開示の時間は開示期間中、午前9時（開示期間の初日は合格発表後）から午後5時45分までの間とする。

7 その他

(1) 受験願書は、和歌山県県土整備部河川・下水道局河川課及び各振興局建設部において、平成27年8月25日（火）から同年10月15日（木）まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）の間交付する。

また、和歌山県県土整備部河川・下水道局河川課ホームページ（<http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/080400/index.htm>）からもダウンロード可能とする。

(2) 受験者は、試験開始10分前には着席すること。遅刻は試験開始後30分までは認めるが、それ以降の受験は原則として認めない。退室については、試験開始40分後から終了10分前まで認めるが、退室時には答案用紙を提出することとし、再入室は認めない。

(3) 試験問題は、試験開始から40分を経過した後に、受験者本人に限り持ち帰りを認める。

(4) 天候、交通機関等の都合により試験の実施ができない場合は、別途知事が指定する日に試験を実施する。

(5) その他試験に関する問合せは、和歌山県県土整備部河川・下水道局河川課まで行うこと。

和歌山県告示973号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定に基づき、財務会計システム構築・運用保守委託及びシステム機器等賃貸借に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の申請方法等を次のように定める。

平成27年8月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 一般競争入札に付する業務の名称及び契約期間

(1) 業務の名称

財務会計システム構築・運用保守委託及びシステム機器等賃貸借

(2) 契約期間

契約締結日から平成35年3月31日まで

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格

この一般競争入札に参加することができる者は、資格申請の時点から落札決定の日までの間において、次の要件を満たしている者であって、参加資格の審査において和歌山県知事から参加資格の認定を受けた者とする。

(1) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱（平成20年和歌山県告示第1261号。

以下「要綱」という。）第3条各号に掲げる条件を満たす者であること。

業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）にあつては、構成員のいずれについてもこの要件を満たす者であること。

(2) 過去5か年の間に都道府県と財務会計システムを構築する契約を締結し、かつ、これらを誠実に履行した者であること。

(3) 3の(1)のセに掲げる資格審査調書について、和歌山県が示す仕様書に基づき適正に業務を遂行できると認められるものを提出した者であること。

(4) 3の(1)のソからツまでの資格を取得している者であること。

(5) 4に掲げる資格審査及び入札説明会に参加した者であること。

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

なお、コンソーシアムにあつては、イからサまでの書類については構成員ごとに提出するものとする。

ア 競争入札資格審査申請書

イ 業務概要調書

ウ 業務実績調書

エ 役員等に関する調書

オ 使用印鑑届

カ 法人にあつては、提出日において、発行後3か月を経過していない登記事項証明書

キ 個人にあつては、提出日において、発行後3か月を経過していない住民票

ク 提出日において、発行後3か月を経過していない印鑑証明書

ケ 次に掲げる税金に未納がないことを証する納税証明書で、提出日において、発行後3か月を経過していないもの

(ア) 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

(イ) 県内に本店、支店その他の事業所を有する者にあつては、和歌山県が課する県税（延滞金等含む。）の全税目

コ 申請時の直前の事業年度における決算を明らかにする書類（法人にあつては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書、個人にあつては青色申告書又は白色申告書の写し）

サ 誓約書

シ 委任状（申請者が代理人を選任した場合）

ス 2の(2)に掲げる契約を履行したことを証明する書類の写し

セ 和歌山県が示す仕様書に対する資格審査調書

ソ 国際規格ISO9001（品質マネジメントシステム（QMS））の認証取得を証明する登録証等の写し

タ 国際規格ISO14001（環境マネジメントシステム（EMS））の認証取得を証明する登録証等の写し

チ 国際規格ISO27001（情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS））の認証取得を証明する登録証等の写し

ツ プライバシーマーク（一般財団法人日本情報経済社会推進協会）の付与を証明する登録証の写し

テ コンソーシアムにあつては、コンソーシアム協定書の写し

- (2) 要綱に基づく競争入札参加資格者名簿の業務種目「（大分類）6情報処理（小分類）2システム開発・改良・運用・保守」、「（大分類）6情報処理（小分類）3ハードウェア保守」及び「（大分類）1リース・レンタル（小分類）3事務機器リース・レンタル」のいずれかに掲載されている者は、和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格決定通知書の写しの提出をもって（1）のイからコまでの書類の提出に代えることができる。
- (3) （1）のアからオまで、サ、シ及びセに掲げる申請書類の用紙については、県で定めるものとし、和歌山県が示す仕様書及びこれらの用紙は、平成27年8月25日（火）から同年9月4日（金）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前10時から午後4時30分までの間に、6に掲げる場所で配布を行う。
- (4) （1）に掲げる申請書類について質問がある者は、4に掲げる資格審査及び入札説明会において質問を行うものとし、その後は、平成27年9月14日（月）午後4時30分までの間に和歌山県会計局会計課に対して書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

4 資格審査及び入札説明会の場所及び日時

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県庁本館3階 3-A会議室

(2) 日時

平成27年9月7日（月）午後1時30分

5 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

平成27年9月7日（月）から同月18日（金）までの県の休日を除く日の午前10時から午後4時30分までの間に、6に掲げる場所で受け付ける。

なお、資格審査申請書類は、持参又は郵送によるものとし、郵送にあつては平成27年9月18日（金）午後4時30分までに6に掲げる場所に必着しなければならない。

6 資格審査申請書類の配布場所

和歌山県会計局会計課
和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県庁本館1階
郵便番号 640-8585
電話番号 073-441-3288
ファクシミリ番号 073-423-3502

7 資格審査申請書類に使用する言語

資格審査申請書類に使用する言語は、日本語とする。

8 資格審査の結果通知

資格審査申請者には、競争入札参加資格結果通知書により平成27年10月5日（月）までに通知する。ただし、コンソーシアムにあつては、その代表者に対して通知するものとする。

9 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、本県に対して、その理由について説明を求めることができる。
- (2) (1)の説明は、平成27年10月7日（水）午後4時30分までに書面により求めるものとする。
- (3) (2)の書面は、持参により提出するものとする。
- (4) 説明を求めた者に対する回答については、(2)の書面の提出を受けた日の翌日から起算して3日以内（県の休日を除く。）に当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。
- (5) (2)の書面の提出先は、6に掲げる場所とする。

和歌山県告示第974号

人事管理システム改修委託及び賃貸借業務について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成27年8月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
人事管理システム改修委託及び賃貸借業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
和歌山県警察本部警務部会計課
和歌山市小松原通一丁目1番地1
- 3 落札者を決定した日
平成27年6月29日
- 4 落札者の氏名及び住所
NECネクサソリューションズ株式会社関西支社
大阪府大阪市中央区城見一丁目4番24号
- 5 落札金額
66,960,000円（うち消費税及び地方消費税の額4,960,000円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
平成27年5月8日

公 告

入 札 公 告

財務会計システム構築・運用保守委託及びシステム機器等賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

平成27年8月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 一般競争入札に付する事項
 - (1) 事業年度
平成27年度から平成34年度まで
 - (2) 調達業務の名称
財務会計システム構築・運用保守委託及びシステム機器等賃貸借
 - (3) 調達業務の内容
入札説明書による。
 - (4) 業務担当部局
和歌山県会計局会計課
 - (5) 業務の期間
契約締結日から平成35年3月31日まで

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格

平成27年和歌山県告示第973号に規定する財務会計システム構築・運用保守委託及びシステム機器等賃貸借に係る一般競争入札参加資格を有すること。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県庁本館1階

和歌山県会計局会計課

(2) 期間

平成27年8月25日（火）から同年9月18日（金）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日を除く日の午前10時から午後4時30分まで

4 入札説明書を交付する場所及び期間等

(1) 入札説明書を交付する場所及び期間は、次のとおりとする。

ア 場所

3の(1)に同じ。

イ 期間

3の(2)に同じ。

(2) (1)により交付する入札説明書に対して質問のある者は、5に掲げる資格審査及び入札説明会において質問を行うものとし、その後は、平成27年9月14日（月）午後4時30分までに和歌山県会計局会計課に対して書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

5 資格審査及び入札説明会の場所及び日時

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県庁本館3階 3-A会議室

(2) 日時

平成27年9月7日（月）午後1時30分

6 一般競争入札執行の場所及び日時等

(1) 一般競争入札執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県庁本館2階 入札室

イ 入札日時

平成27年10月14日（水）午後1時30分

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) (1)の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県よりこの一般競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。

(3) 郵便による入札書の提出を行う者は、書留郵便によりこの一般競争入札について参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、平成27年10月13日（火）午後4時30分までに和歌山県会計局会計課に必着するように行わなければならない。

7 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10分の8に相当する額を加算した

金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織(以下「コンソーシアム」という。)として入札参加するときは、構成員のうち代表者又は代表者から委任された者が入札保証金を納付すること。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則(昭和63年和歌山県規則第28号)第85条から第88条までの規定に定めるところによる。

コンソーシアムとして入札参加する場合で、構成員のうち代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付の免除ができるものとする。

9 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

コンソーシアムとして落札した者が契約を締結する場合、構成員のうち代表者又は代表者から委任を受けた者が契約保証金を納付すること。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第94条までの規定に定めるところによる。

コンソーシアムとして契約を締結する場合で、構成員のうち代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付の免除ができるものとする。

10 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者及び一般競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県より一般競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格停止措置を受けて入札参加資格の停止期間中である者等入札時点で2に規定する資格のない者のした入札は、無効とする。

コンソーシアムにあつては、構成員のいずれかがこれらに該当するときは、そのコンソーシアムとしてした入札は、無効とする。

11 入札執行方法の細目

(1) 入札の要件、執行方法等の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

(2) この入札の開札には、和歌山県会計局会計課の職員が立ち会うものとする。

(3) 落札者の決定は、和歌山県財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

(4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者がいるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県会計局会計課の職員にくじを引かせるものとする。

(5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含めて3回までとする。

(6) 第1回の入札において落札者が決定しなかった場合において、郵便による入札を行った者で6の(1)

に規定する日時に入札の場所に参加していない者は、第2回以降の入札には、参加できないものとする。

12 契約書の要否

要

13 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

14 その他

(1) この一般競争入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県会計局会計課

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-3288

ファクシミリ番号 073-423-3502

(2) この一般競争入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(3) 政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の対象となる調達に係る苦情処理の関係において和歌山県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合において、本件調達業務について調達手続の停止等があり得る。

15 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required :

Design, development, operation and maintenance of financial accounting system

; installation, maintenance and lease of equipment

(2) Date and time for tender :

1:30 p.m. 14 October 2015 (Deadline for bids submitted by mail : 4:30 p.m. 13 October 2015)

(3) Contact point for the notice :

Accounting Division, Wakayama Prefectural Government

1-1 Komatsubaradori, Wakayama City, 640-8585, Japan

TEL 073-441-3288

FAX 073-423-3502